

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介護保険最新情報

今回の内容

平成30年度地域支援事業実施要綱等の改正点について
計7枚（本紙を除く）

Vol.653

平成30年5月11日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3982/3986)
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
平成 30 年 5 月 11 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

平成 30 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところ
です。

それぞれの改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくととも
に、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第
0523003 号厚生労働事務次官通知）
厚生労働省ウェブサイト掲載先：
[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/000020572
9.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205729.pdf)
- 2 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省
老健局長通知）
厚生労働省ウェブサイト掲載先：
[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/000020572
8.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205728.pdf)
- 3 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日付
け老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）
厚生労働省ウェブサイト掲載先：
[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/000020573
0.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205730.pdf)
- 4 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001
号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号厚生労働省計画・振興・老人保健課長連
名通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205731.pdf>

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係 TEL : 03-5253-1111 (内線 3982、3986) FAX : 03-3503-7894

平成 30 年度地域支援事業実施要綱等の主な改正点

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 平成 30 年度以降の総合事業における「国が定める単価」

介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成 30 年度以降の総合事業の単価について、加算を創設するなどの改正を行う。(参考資料参照)

なお、単価改正は平成 10 月 1 日施行とするが、地域区分については職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成 30 年 4 月 1 日施行とする。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱 新旧対照表 P. 58-62

(2) 介護予防ケアマネジメントを実施する際の留意点

介護予防支援の基準改正を踏まえ、障害者総合支援法において従来支援を行っていた相談支援専門員との連携等について規定。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱 新旧対照表 P. 27, 28、

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン 新旧対照表 P. 59

地域包括支援センターの設置運営について 新旧対照表 P. 6, 7

(3) 生活援助従事者研修との関係

平成 30 年度より介護給付において創設される生活援助従事者研修の修了者について、従前相当サービスの生活援助のほか、総合事業の多様なサービスの従事者としての研修を修了したものとして取り扱うことができることを規定。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱 新旧対照表 P. 9

(4) 総合事業にかかる上限額

平成 30 年度以降の総合事業の上限額について、事業開始前年度の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）と介護予防事業の合計額に 75 歳以上高齢者の伸び率を乗じた上で、引き続き介護予防支援費を控除した額を原則の上限とすることを規定。

(改正箇所) 地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表 P. 3-6、

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン 新旧対照表 P. 92

2. 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化

介護保険法の改正により、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センター

の事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとされたことを踏まえ、評価等の基本的な取扱いについて規定。

(改正箇所) 地域包括支援センターの設置運営について 新旧対照表 P. 2, 4, 17

(2) 三職種に「準ずる者」の取扱い

市町村は、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を進めることを規定。

また、保健師に準ずる者については、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師としてきたが、これに加えて、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有することを要件として規定。ただし、市町村の準備期間等を考慮し、平成31年度施行とする。

(改正箇所) 地域包括支援センターの設置運営について 新旧対照表 P. 14

(3) ケアマネジメント支援の取組

地域包括支援センターにおけるケアマネジメント支援は、介護支援専門員に対する直接的支援だけでなく、住民やサービス事業所等への働きかけなど、地域における適切なケアマネジメント環境の整備も重要であることから、この「地域全体をターゲットするケアマネジメント支援」を明確化。

(改正箇所) 地域包括支援センターの設置運営について 新旧対照表 P. 8

3. その他

(1) 介護用品の支給に関する取扱い

例外的な激変緩和措置として位置づけられている介護用品の支給について、平成30年度以降の実施に関する要件及び交付申請における様式を規定。

(改正箇所) 地域支援事業実施要綱 新旧対照表 P. 55

地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表 P. 19

(2) 地方厚生(支)局への事務移管

地域支援事業交付金の交付等事務について、平成30年度より厚生労働大臣から地方厚生(支)局長へ移管されることに伴い、交付要綱を見直し。

(改正箇所) 地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表 P. 2, 11-14, 16, 22, 23, 28-31

(3) 財源構成の変更

介護保険事業計画第7期の2号保険料割合が28%から27%になることにより、包括的支援事業等における国の負担割合について、39/100から38.5/100になることに伴い、交付要綱を見直し。

(改正箇所) 地域支援事業交付金交付要綱 新旧対照表 P. 6

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し①

- 平成30年度以降の総合事業における国が定める単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う。
- ただし、総合事業の基本報酬は、訪問介護・通所介護と異なり、支援内容、時間、規模等の区分がない月額包括報酬となっていること等により、給付における見直し内容を反映することが馴染まないものについては、従来の単価を維持する。
- 市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定する。

訪問型サービス

- 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算(Ⅱ)）。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
 - ・ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
 - ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算(Ⅰ)）。

<現行> 生活機能向上連携加算 100単位/月 → <改定後> 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月（新設）
 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

- 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直す。

<現行>		<改定後>	
減算等の内容	算定要件	減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※ 15%減算の創設。区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し②

- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。
- サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
 - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。
また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
 - イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気づきをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
 - ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

通所型サービス

- 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。
生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）
※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。
※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。
<現行> 栄養改善加算 150単位/回 → <改定後> 変更なし

(別紙)平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域

自治体 1741(H29.9.5現在)

上乗せ割合	1級地 20%	2級地 16%	3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%			
地域	東京都 特別区	東京都 町田市(3) 狹江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 府中市 昭島市 小平市 日野市 国分寺市 国立市(4) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市(9) 埼玉県 朝霞市(5) 埼玉県 船橋市 成田市(5) 茨城県 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市(5) 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市(5) 厚木市 大阪府 狭山市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 茨城県 神戸市	茨城県 水戸市(6) 日立市(6) 龍ヶ崎 取手市 つくば市 谷守市 埼玉県 志木市 和光市 新座市 群馬県 高崎市 千葉県 市川市(6) 松戸市(6) 津田市 市原市 八千代市(6) 四街道市 印西市(7) 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横浜賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 伊勢原市 海老名市(6) 座間市 綾瀬市(6) 寒川町 愛知県 刈谷市(6) 豊田市(6) 滋賀県 彦根市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中市(6) 福岡県 福岡市	宮城県 仙台市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 津島市 蕨南市 安城市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 本本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 草手市 滋賀県 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 京都府 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市(7) 茂原市(7) 柏市 流山市(7) 我孫子市(7) 鎌ヶ谷市(7) 袖ヶ浦市 白井市(7) 酒々井町 茨城県 福生市 武蔵村山市 羽村市 奥多摩町	神奈川県 三浦市 秦野市 藤山町 藤沢市 大磯町 二宮町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 春日井市 大坂狭山市 阪南市 島本町 豊船町 龍野町 忠岡町 熊取町 稲立町 豊明市(7) 日進市(7) 日南町(7) 河内町(7) 北名古屋(7) 千早赤坂村(7) 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 福島市 那珂川町 粕屋町 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 京田辺市 木津川市 精華町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 阿見町 河内町 八千代町 五鑫町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 三生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市(他) 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 大垣市 多治見市(他) 各務原市(他) 可児市(他) 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 岡南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾町 東員町 瑞穂町(他) 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 半田市 葛城市 宇陀市 山添村 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 清須市 豊山町 大口町 扶桑町 飛鳥村 阿久比町 東浦町 赤田町 設楽町(他) 東牟婁町(他) 豊根村(他) 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾町 東員町 瑞穂町(他) 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	その他の地域
地域数	23(23)	6(5)	24(21)	22(18)	52(47)	137(135)	169(174)	1308(1318)			

※1 この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の日における区域によって示された地域とする予定。

※2 ()内の数字は現行の級地(又は地域数)を指す